こどもエコすまい支援事業

対象建材・設備に関する登録及び運用マニュアル

6

空気清浄機能・換気機能付きエアコン

－2022年12月27日版－

こどもエコすまい支援事業事務局

目　次

- はじめに　2
- 事業スキームとメーカー等の役割　3
- 対象となる建材・設備の基準　4
- 建材・設備の型番登録　5
- 証明書の発行　6
- 注意事項　7
- 建材・設備ごとの型番登録について　8
  - ・提出書類一覧　10
  - ・対象製品登録申請様式　11
- 資料　14
  - 対象建材・設備の補助額　15
  - 登録スケジュール　16

はじめに

- 本書は、「こどもエコすまい支援事業」の改修・設置工事において、対象となる建材・設備の登録及び、登録後の運用に関するマニュアルです。
- 「こどもエコすまい支援事業」の対象となる建材・設備の登録は、製造物責任法（PL法）に規定する「製造業者等」が行うものとします。本書では以下、 「製造業者等」 を「メーカー等」と記します。
- メーカー等のご担当者は、「こどもエコすまい支援事業」におけるメーカー等の役割をご理解いただき、建材・設備の登録及び、登録後の運用について、ご協力をお願いいたします。

本マニュアルが解説する対象のリフォーム工事と建材・設備の一覧

建材・設備	製品登録	証明書	
空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	必要	納品書の写し	工事写真（工事前後）

事業スキームとメーカー等の役割

事業スキーム

「こどもエコすまい支援事業」、「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」では、事前に事務局に登録された建材・設備が、対象となる住宅のリフォーム工事等に使用されたことを確認 して、工事施工業者（申請者）に補助金が交付されます。３事業でワンストップ対応を行います。

メーカー等の役割

対象製品（建材・設備）の登録

・メーカー等は、対象となりうる建材・設備の型番と性能を事前に事務局へ申請し、審査を受け、登録する必要があります。
・登録された建材・設備は、型番と共にホームページに対象製品として公表されます。

証明書の発行

・メーカー等又は、販売店等は、申請のエビデンスとして必要な納品書を申請代行者である工事施工業者に届くようにする必要があります。

社内・事業者間での情報共有及び周知

・メーカー等は、社内関係各所及び自社製品を扱う流通事業者、卸業者、工事施工業者等が、対象となる製品や型番を認識できるよう情報を提供するとともに、正しい証明書（製品ごとに指定されている性能証明書、納品書等）の発行手続きや必要性について周知する責任があります。

事業スキームイメージ

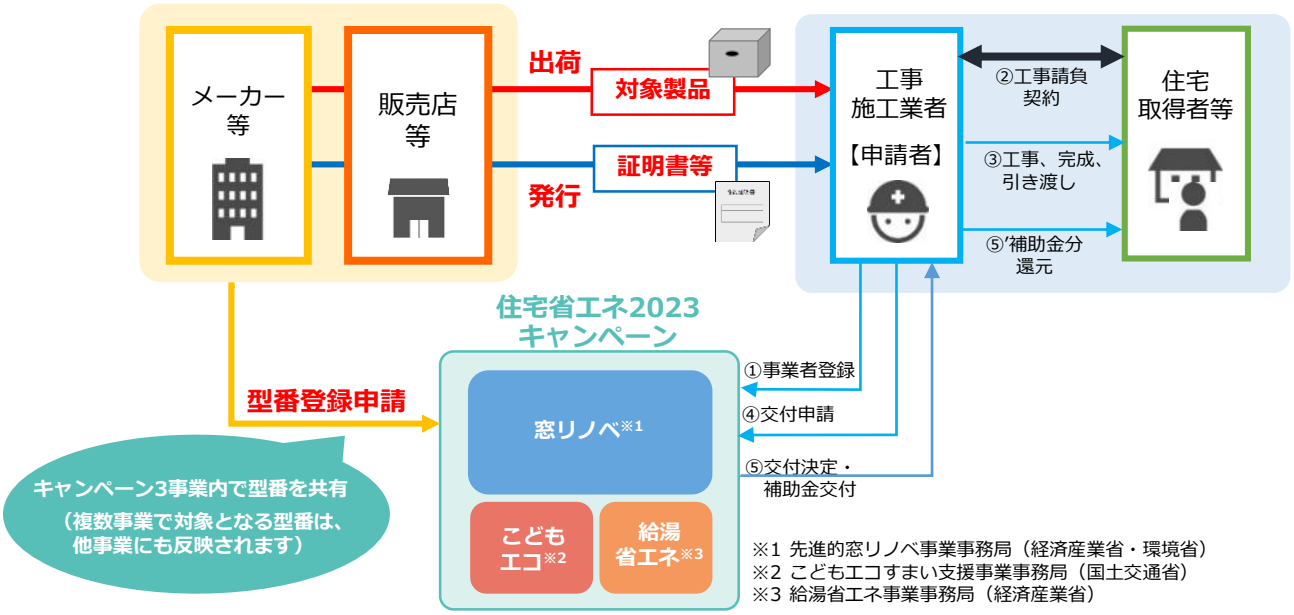

※1 先進的窓リノベ事業事務局（経済産業省・環境省）
※2 こどもエコすまい支援事業事務局（国土交通省）
※3 給湯省エネ事業事務局（経済産業省）

対象となる建材・設備の基準

空気清浄機能・換気機能付きエアコンの基準

「こどもエコすまい支援事業」の対象になるのは、下記の住宅設備を設置する一定規模以上のリフォーム工事です。なお、対象建材・設備は下記の基準を満たしている必要があります。

対象設備	基準
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、又は換気機構を有するエアコン 一 国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 二 国等の認可等を受けた試験機関等 三 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等

建材・設備の型番登録

型番登録スケジュール

型番登録は登録スケジュールに則って実施します。スケジュールは巻末の資料ページでご確認ください。

型番登録申請から公表までの流れ

- **メーカー等は、製品カテゴリーごとに、必要書類を揃えて事務局に電子メールで提出してください。**
- 登録申請された製品は、審査を経て、ホームページでの公表をもって対象製品となります。
審査の結果、対象製品として認められない場合は事務局から連絡します。

登録受付開始 → **メーカー等**：申請書類の提出 → **事務局**：書類の確認・データチェック → 登録締め切り → **審査委員**：書類審査 → **事務局HP**：型番公表

型番登録申請の方法

- **登録申請に必要な書類は、各製品の「提出書類一覧」をご確認ください。**
- **指定様式は、ホームページからダウンロードしてください。**
- **電子メール送信時のルール**

添付ファイルが多数となる場合は、フォルダにまとめて送信してください。
なお、容量が5MBを超える場合は、ストレージサービス等をご利用ください。

・メールの件名

エアコン_登録 _ いろは工業
①　②

①＝建材・設備名
②＝会社名（株式会社、(株)は不要）

・添付ファイル・フォルダ名

<ファイル名例>

【エアコン】IRH_20230123_対象製品リスト申請様式.xls
①　②　③　④

<フォルダ名例>

【エアコン】IRH_20230123_02.zip
①　②　③　⑤

①＝建材・設備名　②＝メーカーコード
③＝送信日の日付8桁　④＝書類名
⑤＝同日内に複数回送信する場合、何個目かを付記

- **メーカーコードについて**

登録申請にはメーカーコードが必要です。はじめて登録申請する際は、メール本文に会社名、担当者名、連絡先、メーカーコード付与を希望する旨明記のうえ、件名を下記の通り記載し、メールにてご連絡ください。

エアコン_メーカーコード付与申請 _ ABC工業
①　②

①＝建材・設備名
②＝会社名（株式会社、(株)は不要）

- **登録申請書類の送り先**

kenzai-support@kodomo-ecosumai.jp

証明書の発行

証明書について

こどもエコすまい支援事業の対象製品であることを証明する書類（証明書）は、工事施工業者（申請者）が交付申請をする際に必要な書類です。下記の通り、証明書を発行してください。

建材・設備別証明書

建材・設備	証明書	発行者	宛先	書式
エアコン	納品書(*)	メーカー等、卸業者、販売店等	工事施工業者（申請者）	自由書式

*証明書は原則、納品書です。
納品書の代替として、販売事業者名、購入者の氏名、住所、電話番号等が記載されている保証書であれば証明書として有効です。

※交付申請には、上記のほか工事請負契約書、工事写真等も必要です。
詳細は今後公表される「交付申請マニュアル」等を参照してください。

※工事施工業者（申請者）は、**納品書に記載されている対象製品型番が判別しやすいようにペン等で丸く囲んだうえ、交付申請してください**。

※事務局に登録した型番と、納品書に記載された型番は一致している必要があります。

注意事項

補助対象要件について

- **本事業の対象になるのは、事務局に型番登録されている建材・設備を、住宅のリフォームに使用した工事です。**
  （型番登録されていない建材・設備、及びオフィス、ホテル等の業務用建築物に使用した工事は対象になりません。また、新築も対象になりません。）

- **交付申請をする際に必要な書類（性能証明書等）に記載される製品型番は、事務局に登録された型番と一致している必要があります。**

- **本事業の対象となる建材・設備は新品に限ります。（中古品不可）**

問い合わせについて

- 工事施工業者（申請者）や工事発注者等から事務局に、対象製品に関する問い合わせ等があった場合は「問い合わせ窓口シート」（登録申請時の提出書類）に記載された問い合わせ先を案内します。
  各メーカーにてご対応をお願いいたします。

- **メーカー等からのお問い合わせは、下記宛にメールで送信してください。**
  ホームページに記載されている電話番号は、工事施工業者（申請者）や工事発注者等のための問い合わせ窓口です。また、国土交通省へのお問い合わせはご遠慮ください。

kenzai-support@kodomo-ecosumai.jp

建材・設備ごとの型番登録について

- エアコン

提出書類一覧

● 対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

※HP=ホームページの略

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
初回登録時のみ提出【必須】					
1	**担当者連絡先シート**	**事務局指定書式**	HPよりダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	**問い合わせ窓口シート**	**事務局指定書式**	HPよりダウンロード	Excel	※工事施工業者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のHPに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
登録時に提出					
3	**【様式A１】** **対象製品登録リスト**	**事務局指定書式**	HPよりダウンロード	Excel	
4	**空気清浄機能を有することにより基準に適合していることを証明する場合**				
	空気清浄機能の効果を証明する書類		試験機関発行	PDF	
	空気清浄機能を有することを証明するための書類 （以下のいずれか1点） A）製品のカタログ（PDF） B）WEBカタログ（URL） C）取扱説明書（PDF）		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をすること。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。
	換気機能を有することにより基準に適合していることを証明する場合				
	換気機能を有することを証明するための書類 （以下のいずれかまたは両方） A）取扱説明書 B）外形図等により確認が必要な場合はその資料		自社作成	PDF	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をすること。
5	**品質管理規定を証明する書類** （以下のいずれか１点） A）JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B）ISO9001の認証の証明書 C）JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ（5MB以上）を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

対象製品登録申請様式①

［様式A1］入力見本

ホームページより指定様式をダウンロードしてください。赤字箇所が記入いただく項目になります。
次頁の「項目説明」を参照のうえ、記入してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
メーカーコード	●製造・輸入業者名	●製品名・シリーズ名	●製品型番（セット型番）	構成機器		●冷房能力（リスト選択）	●補助額（自動入力）	製品要件①（空気清浄機能）				
				室内機型番	室外機型番			空気清浄の機能名	試験機関名	試験機関の区分（リスト選択）	性能評価確認①	性能評価確認②
●●	▲▲株式会社	▲▲▲	A	B	C	2.2kw以下	19000	●●空気清浄	○○○センター	3	添付報告書「▲▲▲▲」を参照	添付'20年カタログp■■参照
●●	▲▲株式会社	▲▲▲	D	B	C	2.2kw超～3.6kw未満	22000	●●空気清浄				
★★	■■株式会社	■■■	E	E	F	3.6kw以上	25000					

14	15	16	17	18	19	20
製品要件②（換気機能）		類似製品申請	類似する製品型番（品番）	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	備考（仕様違い説明）
換気機能の有無（リスト選択）	性能評価確認					
				2023/2/10		
		○	A	2023/2/10		色違い
有	添付取扱説明書p■■参照					

記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。
条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。
また、**先頭に"●"のある項目情報は、ホームページ上で公表します。**

注1）　色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）
注2）　数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。
注3）　入力の起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。
　　また、行はあけずにつめて入力すること。
注4）　環境依存文字（②、Ⅱ、㈱、㈲、等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等は
　　行わないこと。ＪＩＳ製品記号等で環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。
注5）　製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

修正時の注意事項

製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分が分かるようにして再提出してください。

対象製品登録申請様式②

［様式A1］項目説明

項番	項目名		型	最大文字数	任意／必須	備考	HP上表示	確認事項
1	メーカーコード		半角英数	3	必須			
2	製造・輸入業者名		文字	60	必須		●	
3	製品名・シリーズ名		文字	60	必須	製品名、シリーズ名を記載	●	
4	製品型番（セット型番）		半角英数大文字	25	必須	・セット型番がある場合には、セット型番を記載。ない場合は カタログ等でメインとしている室内機または室外機の型番を記載。 ・例外的にハイフンは許可、他の型番との重複は不可	●	※納品書に記載される型番を登録してください。 （交付申請の際は納品書記載の型番と事務局登録型番が完全一致している必要があります。）
5	構成機器	室内機型番	半角英数大文字	25	必須	・室内機と室外機が一対一であること。 ※室内機と室外機が一対一でない製品（マルチ接続タイプエアコン）の場合は、 5.室内機側の型番をリストに記載 6.室外機側の欄には"マルチ接続タイプ"と記入 （室外機型番の列挙は不要）		
6		室外機型番	文字	25	必須			
7	冷房能力		文字	固定値	必須	プルダウンで選択 2.2kw以下 2.2kw超～3.6kw未満 3.6kw以上	●	
8	補助額		半角英数	固定値	必須	自動計算(7で選択すると自動計算) 2.2kw以下　：19,000 2.2kw超～3.6kw未満　：22,000 3.6kw以上　：25,000	●	
9	製品要件①（空気清浄機能）	空気清浄の機能名	文字	60	選択必須	空気清浄の機能名について記載		製品要件①（項番9～13）により基準に適合していることを証明する場合、製品要件②（項番14～15）への記入は任意。
10		試験機関名	文字	60	選択必須	試験機関名を記載		類似製品申請の場合、記入不要。
11		試験機関の区分	半角英数	固定値	選択必須	項番10（試験機関名）に応じて該当するものを選択し、数字を記載 1＝国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 2＝国等の認可等を受けた試験機関等 3＝法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等		類似製品申請の場合、記入不要。
12		性能評価確認①	文字	60	選択必須	エビデンスの参照先を記入		類似製品申請の場合、記入不要。
13		性能評価確認②	文字	60	選択必須	エビデンスの参照先を記入		類似製品申請の場合、記入不要。
14	製品要件②（換気機能）	換気機能の有無	文字	固定値	選択必須	有・無で記載		製品要件②（項番14～15）により基準に適合していることを証明する場合、製品要件①（項番9～13）への記入は任意。
15		性能評価確認	文字	60	選択必須	エビデンスの参照先を記入		類似製品申請の場合、記入不要。
16	類似製品申請		文字	固定値	任意	類似製品として申請する場合「○」		
17	類似する製品型番		半角英数大文字	25	任意	類似製品の型番を記入		
18	対象製品リスト掲載可能日		日付	10	任意	YYYY/MM/DD 形式で記入		19で非公開希望の場合、記入できない。 （指定した日付までは情報公開されません。）
19	製品情報の対外非公表を希望する		文字	固定値	任意	非公表：○、公表可能：ブランク		ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出。
20	備考（仕様違い説明）		文字	60	任意	類似製品申請時は、その仕様違い等を記入		色違い、冷房能力違いなど

資　料

対象建材・設備の補助額

対象建材・設備の補助額

対象工事			建材・設備		補助額		備考
①	開口部の断熱改修		ガラス交換	省エネ基準レベル	9,000円/枚	大　1.4 ㎡以上	交換するガラスの枚数を乗じて算出
					6,000円/枚	中　0.8 ㎡以上1.4 ㎡未満	
					3,000円/枚	小　0.1 ㎡以上0.8 ㎡未満	
				ZEHレベル	12,000円/枚	大　1.4 ㎡以上	
					9,000円/枚	中　0.8 ㎡以上1.4 ㎡未満	
					3,000円/枚	小　0.1 ㎡以上0.8 ㎡未満	
			内窓設置 外窓交換	省エネ基準レベル	23,000円/箇所	大　2.8 ㎡以上	施工箇所数を乗じて算出
					18,000円/箇所	中　1.6 ㎡以上2.8 ㎡未満	
					15,000円/箇所	小　0.2 ㎡以上1.6 ㎡未満	
				ZEHレベル	31,000円/箇所	大　2.8 ㎡以上	
					24,000円/箇所	中　1.6 ㎡以上2.8 ㎡未満	
					20,000円/箇所	小　0.2 ㎡以上1.6 ㎡未満	
			ドア交換	省エネ基準レベル	34,000円/箇所	開戸：1.8 ㎡以上 引戸：3.0 ㎡以上	
					30,000円/箇所	開戸：1.0 ㎡以上1.8 ㎡未満 引戸：1.0 ㎡以上3.0 ㎡未満	
				ZEHレベル	45,000円/箇所	開戸：1.8 ㎡以上 引戸：3.0 ㎡以上	
					40,000円/箇所	開戸：1.0 ㎡以上1.8 ㎡未満 引戸：1.0 ㎡以上3.0 ㎡未満	
②	外壁、屋根・天井又は床の断熱改修		外壁	省エネ基準レベル	112,000円/戸		
					56,000円/戸	部分断熱	
				ZEHレベル	151,000円/戸		
					75,000円/戸	部分断熱	
			屋根・天井	省エネ基準レベル	40,000円/戸		
					20,000円/戸	部分断熱	
				ZEHレベル	54,000円/戸		
					27,000円/戸	部分断熱	
			床	省エネ基準レベル	69,000円/戸		
					34,000円/戸	部分断熱	
				ZEHレベル	92,000円/戸		
					46,000円/戸	部分断熱	
③	エコ住宅設備の設置		太陽熱利用システム		27,000円/戸		
			節水型トイレ		20,000円/台	掃除しやすい機能を有するもの	設置した台数を乗じて算出
					19,000円/台	上記以外	
			高断熱浴槽		27,000円/戸		
			高効率給湯器		27,000円/戸		
			節湯水栓		5,000円/台		設置した台数を乗じて算出
			蓄電池		64,000円/戸		
④	子育て対応改修	家事負担の軽減に資する住宅設備	ビルトイン食器洗機		21,000円/戸		
			掃除しやすいレンジフード		11,000円/戸		
			ビルトイン自動調理対応コンロ		14,000円/戸		
			浴室乾燥機		21,000円/戸		
			宅配ボックス		11,000円/戸	住戸専用の場合	共同住宅等の共用は、設置するボックス数と20のいずれか小さい数を補助額に乗じて算出
					11,000円/ボックス	共用の場合	
		防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換		34,000円/箇所	大　2.8 ㎡以上	施工箇所数を乗じて算出
					24,000円/箇所	中　1.6 ㎡以上2.8 ㎡未満	
					20,000円/箇所	小　0.2 ㎡以上1.6 ㎡未満	
			ドア交換		49,000円/箇所	開戸：1.8 ㎡以上 引戸：3.0 ㎡以上	
					35,000円/箇所	開戸：1.0 ㎡以上1.8 ㎡未満 引戸：1.0 ㎡以上3.0 ㎡未満	
		生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換		9,000円/枚	大　1.4 ㎡以上	交換するガラスの枚数を乗じて算出
					6,000円/枚	中　0.8 ㎡以上1.4 ㎡未満	
					3,000円/枚	小　0.1 ㎡以上0.8 ㎡未満	
			内窓設置 外窓交換		23,000円/箇所	大　2.8 ㎡以上	施工箇所数を乗じて算出
					18,000円/箇所	中　1.6 ㎡以上2.8 ㎡未満	
					15,000円/箇所	小　0.2 ㎡以上1.6 ㎡未満	
			ドア交換		34,000円/箇所	開戸：1.8 ㎡以上 引戸：3.0 ㎡以上	
					30,000円/箇所	開戸：1.0 ㎡以上1.8 ㎡未満 引戸：1.0 ㎡以上3.0 ㎡未満	
⑤	防災性の向上に資する開口部の改修		ガラス交換		15,000円/枚	大　1.4 ㎡以上	交換するガラスの枚数を乗じて算出
					10,000円/枚	中　0.8 ㎡以上1.4 ㎡未満	
					6,000円/枚	小　0.1 ㎡以上0.8 ㎡未満	
			外窓交換		37,000円/箇所	大　2.8 ㎡以上	施工箇所数を乗じて算出
					25,000円/箇所	中　1.6 ㎡以上2.8 ㎡未満	
					15,000円/箇所	小　0.2 ㎡以上1.6 ㎡未満	
⑥	バリアフリー改修		衝撃緩和畳		18,000円/戸	4.5畳以上	
⑦	空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置				25,000円/台	3.6ｋW 以上	設置した台数を乗じて算出
					22,000円/台	2.2kW超～3.6kW未満	
					19,000円/台	2.2ｋW 以下	

※①～③のリフォーム工事を実施する場合に④～⑦も対象となります。*1（④～⑦のみの交付申請は不可）

※50,000円未満の場合は申請できません。*1

*1 但し、経済産業省及び環境省が実施する「先進的窓リノベ事業」又は経済産業省が実施する「給湯省エネ事業」において併せて１補助申請が行われている場合は、①～③のいずれかに該当する工事を含んでいるものとして、本事業における1 申請当たりの合計補助額が20,000円以上であれば申請可能とします。

登録スケジュール

第1回	受付開始	2022	年	12	月	27	日
	締め切り	2023	年	1	月	11	日	13:00まで
	HP公表	2023	年	1	月	31	日	予定
第2回	受付開始	2023	年	2	月	1	日	10:00から
	締め切り	2023	年	2	月	10	日	13:00まで
	HP公表	2023	年	2	月	28	日	予定
第3回	受付開始	2023	年	3	月	1	日	10:00から
	締め切り	2023	年	3	月	10	日	13:00まで
	HP公表	2023	年	3	月	30	日	予定
第4回	受付開始	2023	年	4	月	3	日	10:00から
	締め切り	2023	年	4	月	10	日	13:00まで
	HP公表	2023	年	4	月	26	日	予定
第5回	受付開始	2023	年	5	月	11	日	10:00から
	締め切り	2023	年	5	月	23	日	13:00まで
	HP公表	2023	年	6	月	8	日	予定

※第6回以降のスケジュールは、今後、ホームページにて公表する予定です。